

平成30年度 障害者委託訓練 知識・技能習得コース 受託希望者への御案内

障害者委託訓練の実施については、意向調査票で希望状況を把握し、予算の範囲内で委託先を決定します。地域や内容等が競合している提案は、障害者の職業訓練に適した内容の提案を優先します。

なお、意向調査はあくまで希望調査なので、提案書の提出前までは取り下げができます。



【留意事項】

- (1) 提案書等を受けて、具体的な審査を行います。その内容が基準に満たず、改善ができないときは委託をできません。
- (2) 委託決定後に辞退した場合は、それ以降に予定している委託訓練をお断りする場合があります。
- (3) 他の職業訓練等と訓練時間など基準が異なります。不明な点等、お問い合わせください。

※ 意向調査票は、職業能力開発センターのホームページからもダウンロードできます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/b0810/syougaisyaitaku.html>

埼玉県立職業能力開発センター 障害者委託訓練担当 TEL048-651-3136